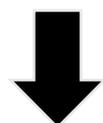


【任意継続被保険者制度の法改正に伴う変更について】

2022年1月の法改正により、任意継続被保険者の保険料の基礎となる標準報酬月額の見直しが行われました。

従来	
	① 退職時の標準報酬月額または当該保険者の全被保険者の平均の標準報酬月額のうちいずれか低い額
改正後	① 退職時の標準報酬月額または当該保険者の全被保険者の平均の標準報酬月額のうちいずれか低い額
	② 規約により退職時の標準報酬月額
	③ 全被保険者の平均以上、退職時の標準報酬月額までの範囲で規約で定める額



令和4年4月1日以降

マーキュリー健康保険組合の任意継続被保険者制度の基準

②	規約により退職時の標準報酬月額
---	-----------------

対象者：令和4年4月1日以降に任意継続被保険者の資格を取得される方

マーキュリー健康保険組合では令和4年2月15日の組合会により退職時の標準報酬月額を保険料の基礎となる基準と決定し規約に決めました。その為、令和4年4月1日以降に任意継続被保険者の資格を取得される方は上記が基準となりますのでご注意ください。

※なお令和4年3月31日までに資格取得されている方は、今後も従来の保険料が適用されます。